

三国中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止についての基本的な考え方～被害児童生徒・保護者の尊重～

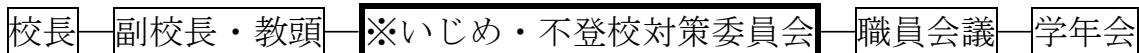
いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為である。しかし、その成長の過程において、どの生徒もが被害者にも加害者にもなり得る可能性があることを踏まえて、いじめの撲滅を目指し、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応を行う。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならないと考えるからである。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりを進めていく。そうした中で、いじめを受けた子どもの尊厳を守り、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを目指す。

(いじめの定義)

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。」（「いじめ防止対策推進法」）

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。



〔※構成員：①校長（※長は校長とする）・副校長・教頭・首席・生徒指導主事・生活指導部長
　　・人権教育担当・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー・（該当学級担任）〕

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

　　学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議でいじめ防止対策の教職員研修を実施し、「学校いじめ防止基本方針」の周知と、取組の確認を行い、教職員の共通理解を図る。
- ・教育相談時の生徒・保護者アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・いじめ防止対策の教職員研修を実施し、学校におけるいじめ対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう教職員の対応能力の向上を図る。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・隨時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合には、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合にもその後の生徒の様子を見守り、継続的な指導支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 学校として、集団活動等を多くし、生徒同士のつながりを深める機会を増やす。
- カ 「心と体の成長」を図るために、各学年の実態に応じた保健指導をする。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- イ いじめアンケートを定期的に実施（年3回）する。
- ウ 生徒との個別相談形式による「教育相談週間」を年2回実施する。スクーリングシートを作成し、関係諸機関とスムーズに連携できるようにする。
- エ アンケートや教育相談等の取組を通じて、結果を分析し、生徒の小さなサインを見逃さないように実態把握に努め、いじめの可能性に気付いた教職員は、直ちに管理職に報告するものとする。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめを発見し、通報を受けたら、早急に校長に報告をする。校長は「いじめ・不登校対策委員会」を開き、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。また、教育委員会へも連絡をする。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。

- エ 全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、警察署、こども相談センター等の関係機関との連携のもとで対応に取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- キ 被害生徒及び加害生徒について、指導後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「学校安心ルール」を基準として対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し「いじめ・不登校対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

令和3年4月「大阪市いじめ対策基本方針」に伴い改訂

大阪市立三国中学校 いじめ対応フロー図

教職員研修について = 年に 2 回校内研修を実施する。

(スクールロイヤーを講師とした校内研修を 1 回以上開催する。

教育委員会事務局指導部または教育センターが開催する研修の
伝達研修を 1 回)

早期発見のために = ・日々の観察 ・いじめアンケートの実施

(学期に 1 回以上 = 年に 3 回以上)

・教育相談の実施 (学期に 1 回以上 = 年に 3 回以上)

・SC によるカウンセリング

・家庭や地域との連携 ・学校以外の相談窓口の周知

いじめの可能性に気付いたとき

全教職員 ・いじめと疑われる行為を発見した

・児童生徒から相談や訴えがあった ・外部から通報があった

・保護者から相談や訴えがあった ・いじめアンケートに記載があった 等

校長・副校長・教頭 ・いじめ・不登校対策委員会の開催

【協議内容】初期対応の検討

・把握できている情報の共有

・被害児童生徒の安全確保、心の
ケア、学習支援の方法

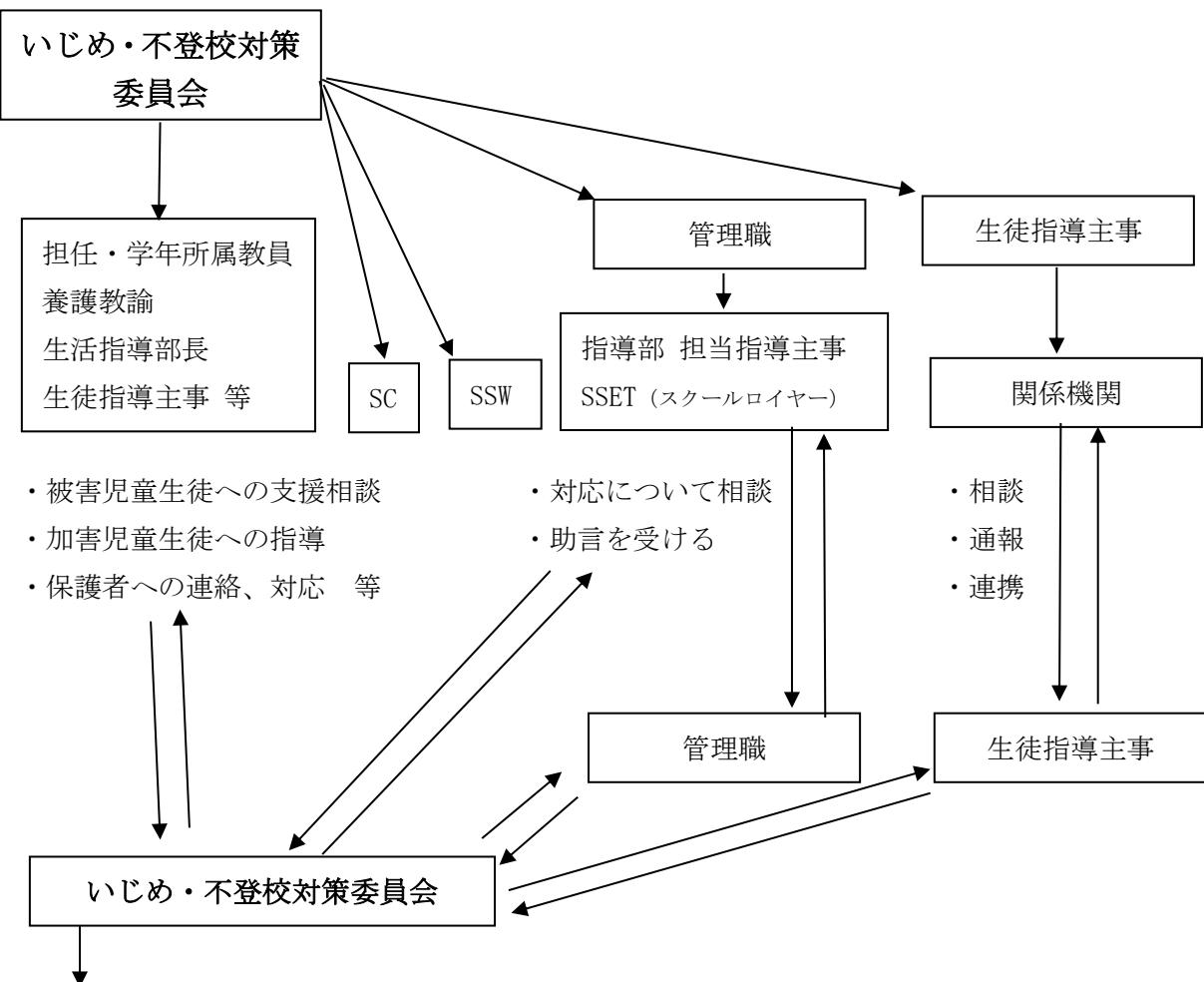
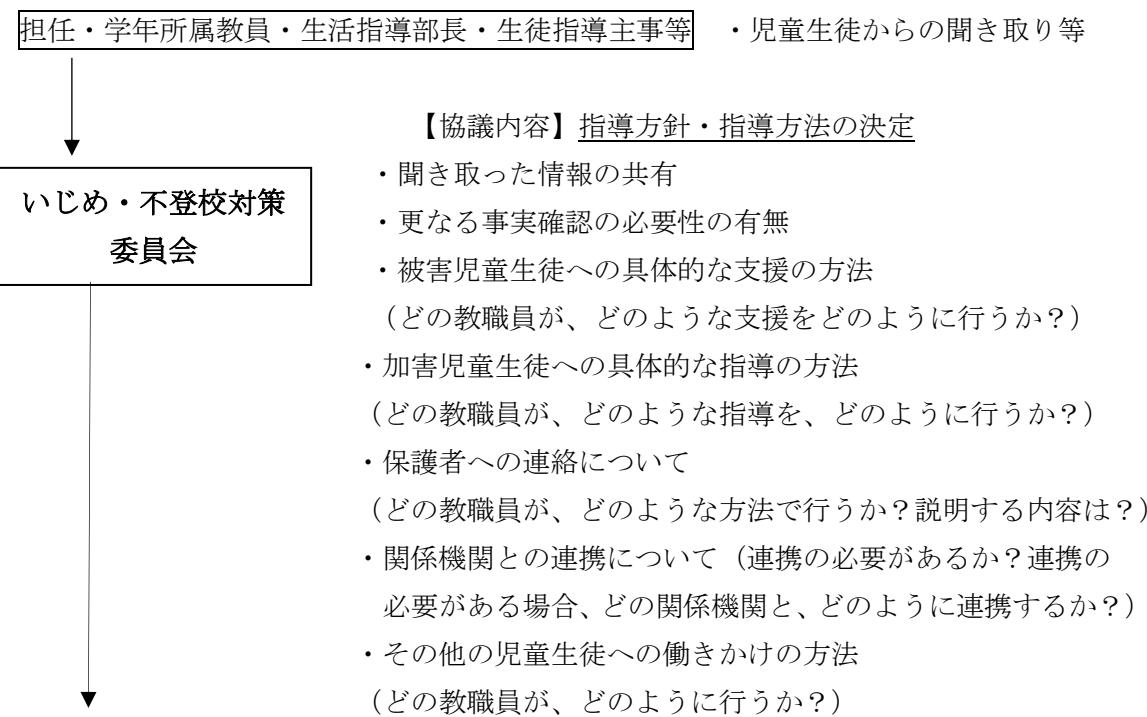
→初期段階より SC による心のケア

被害児童生徒

加害児童生徒

その他の児童生徒

・聞き取り方法(どの教職員が、どこで、どのように聞き取るか? 聞き取る内容は?)



【協議内容】更なる対応の検討・進捗管理

- ・被害児童生徒の安全確保、心のケア、学習支援について報告、更なる対応の検討
- ・加害児童生徒への指導について報告、更なる対応の検討
- ・保護者への連絡や対応について報告、更なる対応の検討
- ・SSW、スクールロイヤーの助言を踏まえた対応の検討
- ・関係機関との連携について報告、更なる連携の検討

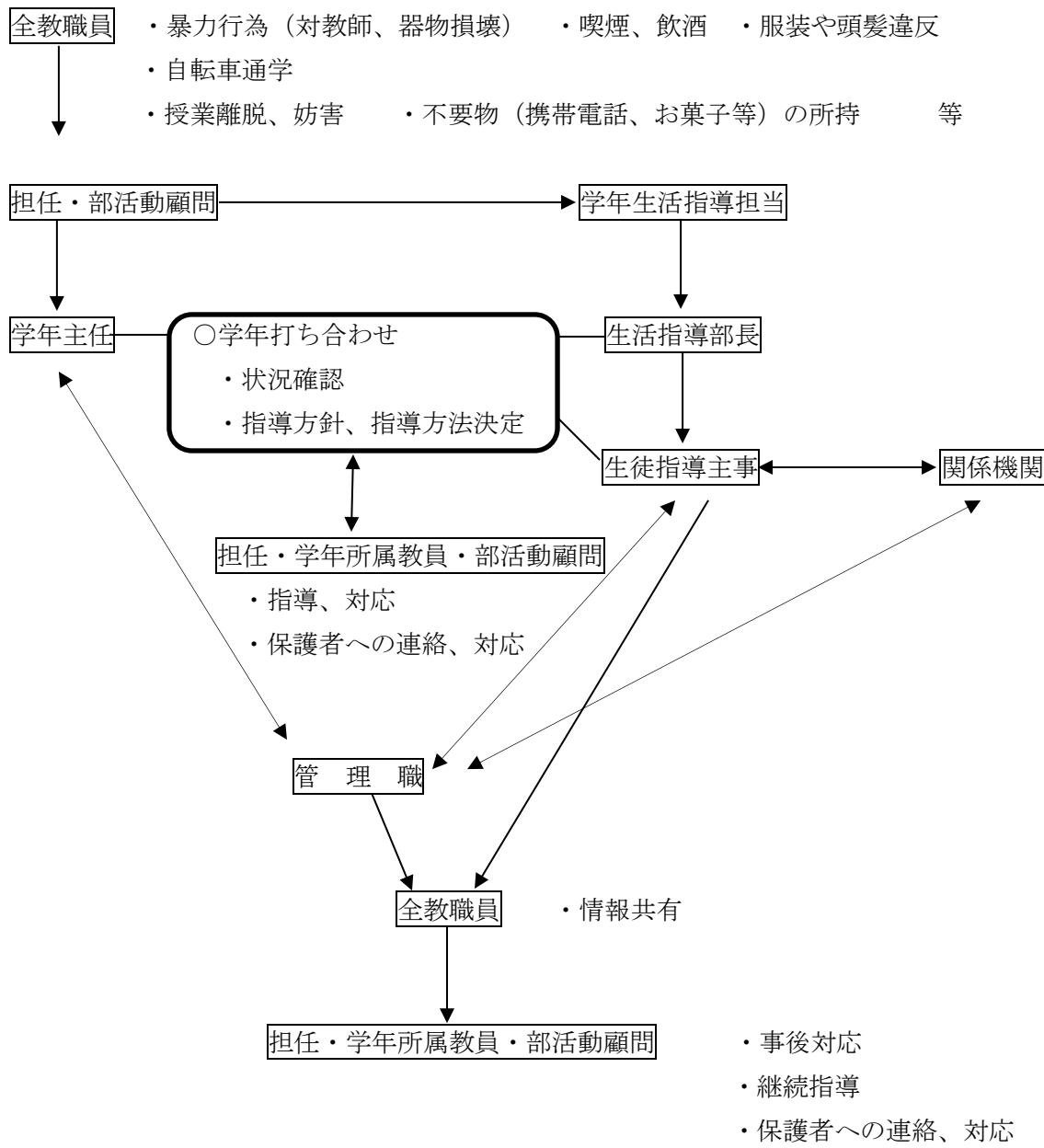
全教職員

日々の見守り

- ・「被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。」
- ・「いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。」
- ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。」

以上の2つの要件が満たされれば、解消となる。

いじめ以外の問題行動発生時の対応



※問題行動に対する指導や対応をしていく中でいじめの可能性に気付いた際は、直ちに上記の「いじめの可能性に気付いたとき」の対応に切り替える。